

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 6 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	南町商店街事業協同組合
施設所管課	岩出山総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市竹工芸館	施設の住所	大崎市岩出山字二ノ構115番地
		電話番号	0229-73-1850

2. 施設の概要

設置年月日	平成14年2月22日	設置条例等	大崎市竹工芸館条例
設置目的	市の産業と観光の拠点として伝統産業の承継育成と産業の振興を図り、併せて市街地の活性化に資する。		
施設の内容	竹文化の承継及び普及活動の実践や所蔵品等の保存と展示、地域振興及び交流を目的とするイベントの開催、特産品等の展示販売。		
利用料金	研修室 ・9:00～13:00 760円 ・13:00～18:00 950円 ・18:00～21:00 850円		
閉館日、開館時間	閉館日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日 開館時間 午前9時～午後5時 研修室の使用時間 午前9時～午後9時		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 14 年度～令和 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 南町商店街事業協同組合
平成 18 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 南町商店街事業協同組合
令和 3 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 南町商店街事業協同組合

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 6 年度(ア)	令和 5 年度(イ)	(ア) - (イ)
6340 千円	6340 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務):	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 利用の許可、取り消し等に関する業務 (3) 利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務 (4) その他市長が必要と認める業務
自主事業:	

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	229	223	189	169	176	737	463	210	99	100	174	164	2,933
令和 6 年度	180	386	212	156	155	586	425	249	122	153	92	139	2,855

主な増減要因	5月は閉館日に宮城大学の地域フィールドワークを受入れたため入館者増となった。9月の政宗公まつりは例年より来館者減であった。												
--------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 6 年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

主な増減要因	研修室の利用については、夜間の鍵の施錠方法(セコム)、研修室の外階段の昇降等が地域内の高齢者には、利用をためられる要因となっている。												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

今年度も、地域内の100縁商店街の開催に合わせ「2024・竹工芸館・南町フェスティバル」としてイベントを実施いたしました。100縁商店街と同時に開催することによって、普段あまり来ることのない子供たちが来てくれるイベントとなっています。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

竹細工体験でのアンケートでは、概ね「とても満足」との回答をいただいております。本年度からは指導員助手も体験指導を行っており、これからも多くの皆様に満足いただけるように努めていきたいと思っております。

(5)施設の管理運営における課題

特になし

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	◎

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

当施設については、平成18年3月から現在の指定管理者と管理運営の協定を締結し運営されている。施設の運営管理状況については地域に密着した団体でもあることから、施設利用者のもとより、地域住民からの苦情もなく、地域のミニ観光案内所的なサービスも提供するなど、地域活性化にも努め、良好な管理運営が行われているものと認められる。 平成28年度に館長(非常勤職員)を配置し、運営体制の強化が図られたことで、竹工芸館ブログの開設をはじめ、積極的な情報発信が行われるようになった。 また、しの竹細工の技術伝承と後継者育成が喫緊の課題であったことに鑑み、平成28年度に「しの竹細工制作マニュアル」ビデオを作成し、技術伝承を映像で後世につなぐとともに、習得時間の改善など可視化による対応も行っている。 利用状況については、新型コロナウイルスの影響もほぼなくなり、前年度に比して増加傾向が見られ、若干ではあるが、回復に向かっていると思われる。 令和4年度から雇用している竹細工指導員助手も技術の向上が図られ、充実した指導体制が構築されている。今後は、インバウンドへの対応や、竹細工の製作体験などの体験型メニューを追加しながら、後継者育成と技術伝承、更には販路拡大への対応も行い、観光・産業振興の拠点施設として地域発展へ貢献することに期待するものである。
--